

一般社団法人アスバシ教育基金
定 款

平成24年2月 5 日 作 成
平成24年2月 14 日 公証人認証
平成24年2月 14 日 法人成立

一般社団法人アスバシ教育基金 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人アスバシ教育基金（以下、「本社団」という）と称し、英文ではSocial Bridge Instituteと表示する。

(事 務 所)

第 2 条 本社団は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本社団は、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 本社団は、寄付をはじめとする多様な手段によって個人・企業・団体等から資金を調達し、若年者に対する教育事業に助成等の支援を行うことによって、未来の地域社会の担い手たる創造的人材を輩出し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本社団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資金調達プログラムの策定、実施、普及及びコンサルティング
 - (2) 教育事業プログラムの策定、実施、普及及びコンサルティング
 - (3) 教育事業を実施する団体等の事業費及び運営費に関わる助成
 - (4) 教育に関する調査、研究、講演、政策提言及び出版事業
 - (5) その他本社団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は本邦において行うものとする。

第 3 章 会 員

(資格及び種別)

第 5 条 本社団に次の会員を置く。

- (1) 運営会員 第4条の事業を実施する上で直接関係する団体等（但し役員が、本社団の運営会員に含まれる団体等を除く）の役員等であって、本社団の目的に賛同し、本社団の運営に関わることを表明して入会した個人
 - (2) 賛助会員 本社団の目的に賛同し、本社団の活動を賛助するために入会した個人及び団体
- 2 前項の会員のうち運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（入会）

第6条 本社団に入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、本社団の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める時期に、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によつて当該会員を除名することができる。

- (1) 法令又はこの定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本社団の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡又は解散したとき。
- (4) 運営会員が第4条の事業を実施する上で直接関係する団体等の役員の

地位を喪失したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員資格を喪失した者が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての運営会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(权限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の経費の負担の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 不可欠特定財産の処分の承認

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度9月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 総会は、各出席者の音声や映像が通信回線を通じて即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組み（以下、「テレビ会議等」という）によって行うことができる。

(招集の決定)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決 権)

第17条 総会における議決権は、運営会員1名につき1個とする。

2 運営会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。但し、代理人は運営会員に限る。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、当該総会において議決権を行使することができる会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議 事 錄)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は法務省令で定めるこれらに代わる措置をしなければならない。

第 5 章 役 員

(種別及び定数)

第20条 本社団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。
- 3 代表理事のうち、1名を理事長とする。
- 4 会長若しくは副理事長1名又は専務理事若しくは常務理事若干名をおくことができる。

(選任)

第21条 総会は、その決議によって理事及び監事を選任する。

- 2 理事会は、その決議によって代表理事を選定する。
- 3 本社団に代表理事を複数名置く場合、理事会は、その決議によって理事長を選定する。
- 4 理事会は、その決議によって理事の中から会長、副理事長、専務理事又は常務理事を選定することができる。

(職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本社団の業務執行の決定に参画する。

- 2 次に掲げる理事は、本社団の業務を執行する。
 - (1) 代表理事
 - (2) 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって本社団の業務を執行する理事として選定されたもの
- 3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 4 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本社団の業務及び財産の状況の調査をることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利を有し義務を負う。

(解任)

- 第24条 総会は、その決議によって理事及び監事を解任することができる。
- 2 理事会は、その決議によって代表理事又は業務執行理事を解職することができる。
 - 3 理事会は、その決議によって会長、理事長、副理事長、専務理事又は常務理事を解職することができる。

(役員の報酬等)

- 第25条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

- 第26条 本社団に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本社団の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事又は業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

- 第28条 理事会は、定例理事会として3箇月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。
- 2 理事会は、テレビ会議等によって行うことができる。

(招 集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議 事 錄)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は法務省令で定めるこれらに代わる措置をしなければならない。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(事 業 年 度)

第32条 本社団の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本社団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類又は電磁的記録については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第34条 本社団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた第1号及び第2号の書類については定時総会でその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については定時総会の承認を受けなければならない。

（基 金）

- 第35条 本社団は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 投出された基金は、基金の投出者と合意した期日まで返還しない。
 - 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

（剰余金の分配の禁止）

- 第36条 本社団は、剰余金を分配することができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

- 第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

- 第38条 本社団は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産等の帰属）

- 第39条 本社団が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

（公告の方法）

第40条 本社団の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1 本社団の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

毛 受 芳 高 愛知県高浜市八幡町四丁目 6 番地 20
塙 創 平 千葉県市川市宮久保 4 丁目 4 番 17 号

2 本社団の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

3 本社団の最終事業年度は、本社団成立の日から平成 24 年 6 月末日までとする。

以上、一般社団法人アスバシ教育基金の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 24 年 2 月 5 日

設立時社員 毛 受 芳 高

設立時社員 塙 創 平